

周産期医療体制の基盤整備・強化事業

平成25年9月

医政局指導課(梶尾雅宏課長) [主担当]

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

【政策体系】

基本目標：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標：地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

施策目標：日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

2. 事業の内容

(1) 実施主体

都道府県等

(2) 概要

周産期にある妊産婦のうち、特に危険度の高い者を対象とし、出産前後の母体及び胎児・新生児の一貫した管理を行う施設（総合周産期母子医療センター）に対し、その運営費を補助する。また、妊婦搬送の受入れの促進を図るため、近隣の開業医等が夜間・休日等に応援診療を行う場合、その医師等への謝金に対する補助を行う。

(3) 目標

総合周産期母子医療センターの充実を図り、周産期医療体制の充実を図る。

(4) 予算

会計区分：一般会計

平成26年度予算概算要求額：医療提供体制推進事業費補助金 17,100 百万円（特別枠を除く）

当該事業全体に係る予算の推移：（単位：百万円）

22年度	23年度	24年度	25年度
6,215	4,716	医療提供体制推進事業費補助金 25,000 の内数	医療提供体制推進事業費補助金 22,700 の内数

3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成21年度）

(1) 状況分析

平成20年10月に東京都において妊婦死亡事案が発生したところであり、大きな社会不安となっていた。

(2) 問題点

国民の医療に対する信頼を確保するため、救急搬送される妊産婦の受入れが円滑に行われるよう、周産期医療体制の充実を図る必要があった。

(3) 問題分析

合併症・重症妊娠中毒症・切迫流産等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療等を提供することができ、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの運営に必要な経費を助成することにより、周産期医療体制の充実を図る。

(4) 事業の必要性

国民の医療に対する信頼を確保するため、周産期医療体制の基盤整備・強化に向けた施策を実施する必要があった。

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

総合周産期母子医療センターの充実・強化など、周産期医療を含む地域医療の確保は、重要な課題であり、全国どの地域においても国民すべてが一定水準の医療を享受できる体制の整備が必要となっており、国として支援を行う必要がある。

(2) 有効性の評価

本事業が実施されることにより、周産期医療体制の充実が図られ、母体搬送受入困難事例等の減少が期待できる。

(3) 効率性の評価

周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの充実・強化を図ることにより、特に危険度の高い患者の救命を図るとともに、地域全体の周産期医療体制の充実を図るものである。

5. 事後評価実施時における現状・問題分析

(1) 現状分析

本事業の実施等により、周産期死亡率及び妊産婦死亡率については、出産年齢の上昇や社会的要因からくる、ハイリスク妊産婦の増加する傾向の中であっても、低下傾向にある。

(2) 問題点

全国的にはNICUの整備状況は進展しているが、一部に整備が遅れている県がある。

(3) 問題分析

さらなるNICU及びMFICUの整備に向け、新生児医療担当医及び産科医を一層確保していく必要があるが、小児科や産科など過酷な勤務状況にある診療科を中心に、医師の確保は非常に困難な状況となっている。

(4) 事業の必要性

周産期医療体制の基盤をさらに整備・強化し、国民の医療に対する信頼を確保するため、引き続き本事業を実施する必要がある。

(現状・問題分析に関連する指標)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	総合周産期母子医療センターの箇所数	72	77	84	89	92
2	NICU病床数	2,310	—	—	2,765	—
3	MFICU病床数	512	—	—	624	—

(調査名・資料出所、備考等)
指標1については、医政局指導課調べ
指標2及び3については、「医療施設静態調査」(大臣官房統計情報部)による。

6. 事後評価の内容(必要性、有効性、効率性等)

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み(投入→活動→結果→成果)

本事業に対する補助

→総合周産期母子医療センター等における運営費等の補助

→周産期医療体制の充実

→母体搬送受入困難事例等の減少に伴う周産期死亡率、妊産婦死亡率の減少

②有効性の評価

本事業の実施により、補助金の交付を受けた周産期母子医療センターの所在する地域においては、母体搬送受入困難事例等の減少による、周産期死亡率、妊産婦死亡率の改善等が図られたと考えられるが、引き続き、高齢妊娠等に伴うハイリスク分娩の増加に対応可能な周産期医療体制の確保が求められている。

③事後評価において特に留意が必要な事項

特になし。

(2) 効率性の評価

①効率性の評価

周産期医療の中核となる「総合周産期母子医療センター」やそれを支える「地域周産期母子医療センター」の整備など、地域と高次の医療施設の連携体制が促進されることで、周産期医療体制全体の対応力の強化、効率化が図られたと考えられる。

②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし。

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし。

(4) 評価の総括（必要性の評価）

本事業の実施は、周産期医療に対する国民の信頼確保に寄与したと考えられるが、高齢妊娠等に伴うハイリスク分娩が増加傾向に有り、引き続き、周産期医療体制の基盤整備・強化に取り組む必要がある。

7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成26年度概算要求においても所要の予算を要求していく。

8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	周産期死亡率（出産千対）	4.3%	4.2%	4.2%	4.1%	集計中
	（前年度以下／毎年度）	—	—	—	—	—
2	妊産婦死亡率（出産10万対）	3.5%	4.8%	4.1%	3.8%	集計中
	（前年度以下／毎年度）	—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標1及び指標2については、「人口動態調査」（大臣官房統計情報部）による。						
アウトプット指標		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
3	当該事業の補助額（円）	—	—	41億	44億	41億
	（前年度以上／毎年度）	—	—	—	—	—
4	当該事業の補助対象となるNICUの病床数	—	2,662	2,634	2,787	2,878
	（前年度以上／毎年度）	—	—	—	—	—
5	当該事業の補助対象となるMFICUの病床数	—	695	709	767	795
	（前年度以上／毎年度）	—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標3の事業は、「周産期母子医療センター運営事業」である。						
・指標3から5までについては、医政局指導課調べによる。						

9. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成18年6月13日参議院厚生労働委員会）

「小児医療・産科医療両者の連携・協力の下に、地域における周産期医療体制の整備を図るとともに、NICU（新生児集中治療室）の確保と、その長期入院患者の後方支援施設も含めた支援体制の構築に努めること。」

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定）

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(4) 安心して妊娠・出産できるように

- ・ 妊婦健診や出産に係る経済的負担の軽減、新生児集中治療管理室（NICU）の整備等、相談支援体制の整備（妊娠・出産・人工妊娠中絶など）等により、妊娠・出産の支援や周産期医療体制（産婦人科医師、助産師等を含む。）を確保します。

【施策に関する数値目標】

新生児集中治療管理室（NICU）病床数（出生1万人当たり）25～30床

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

医療提供体制に関する意見（平成17年12月8日社会保障審議会医療部会）

「周産期医療については、妊娠・出産の安全を確保する身近な周産期医療施設の役割分担と連携を推進することとし、安心して出産できる体制が構築できるよう、各都道府県が最低1か所は総合周産期母子医療センターを設置することを含め、全都道府県に周産期医療ネットワークを構築し、これを医療計画に位置づけていくこととする。また、これを担う人材確保を図るための具体的方策の検討が必要である。」

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」報告書（平成21年3月4日）

「少子化社会にあつて、妊産婦・胎児・新生児を対象とする周産期医療が明日の日本社会を構築する基盤であるという認識のもと、政府として万全の体制を整備していくという意思を表明し、この領域における医療の「安全」と子を産み育てることへの国民の「安心」と「希望」の確保を最優先することを国の責務とする。」

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし。